

厚生労働大臣 根本 匠殿

2019年7月12日
全日本年金者組合
東京都豊島区南大塚 1-60-20
天翔大塚駅前ビル
中央社会保障推進協議会
東京都台東区入谷 1-9-5
日本医療労働会館 5階
日本高齢期運動連絡会
東京都中野区中央 5-48-5-504
担当者：日本高齢期運動連絡会
事務局長 武市 和彦
(連絡先：03-3384-6654 090-5272-5551)

2020年度予算の概算要求に係る要望書

2020年度予算の概算要求にあたり、厚生労働省からの予算要求に以下の高齢者の施策を盛り込んでいただきたく、下記要望いたします。

貴職におかれましては、以下の高齢者の実情と要望を受け止め、概算要求に反映していただきますようお願い申し上げます。

1. 社会保障への負担全般に係る要望

○社会保障制度の充実強化に必要な企業（法人）の負担を増やすべきです。また、社会保障への負担は応能負担を原則とし、より所得や資産の少ない人に給付が配分されるよう、所得再分配機能の強化をはかるべきだと考えます。とくに、社会保険の利用者の負担については応能の原則に従って検討すべきです。

○社会保障の財源確保のためには、消費税 10%増税ではなく、企業の法人税の税率の見直し、応能負担に基づいた所得税、資産課税などの各税制の増税を通じ、所得や資産のある人から優先的に負担するべきだと考えます。

要望の理由

2019年骨太の方針では、全世代型社会保障の構築を口実に10月からの消費税10%への引き上げを図ることが明記されています。社会保障への負担については労働者が健康になる投資として企業が負担すべきです。しかし、現在の制度での社会保障への負担は労働者が負担する社会保険料や消費税を財源とするものです。

日本国憲法第13条は、一人ひとりの生命（いのち）が大事にされ、自由が守られ、幸せを求めて人間らしく生きることが最大限に尊重されなくてはならないとし

ています。また第 25 条では、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が私たちにあり、国はそれを保障する義務があると明確に示しています。

しかし、社会保障制度改革推進法をはじめとしたいくつもの法律によって、一人ひとりには「自己責任」が押し付けられ、権利であるはずの社会保障・社会福祉がサービスの売り買いへと「営利化」されました。こんな「社会保障解体」では、国民の生命・くらしは守れません。

本来「社会保障制度改革」は、「財源が無いから」と社会保障を縮小するのではなく、税制改革や所得の再分配機能を生かして財源を確保し、必要な保障を確保するものであるべきです。

私たちは、社会保障・社会福祉は国の責任だということを、改めて国と厚生労働省に、社会保障制度充実強化を求めます。

2. 年金に係る要望

- 年金支給開始年齢の引き延ばしはしないでください。
- マクロ経済スライドを廃止し、年金額の改定新ルールは実施しないでください。
- 全額国庫負担による最低保障年金制度を創設してください。
- 年金隔月支給を改め、毎月支給にしてください。

要望の理由

安倍首相は6月22日の民放番組で、『マクロ経済スライド』の廃止には7兆円必要だと語りました。基礎年金だけで、2043年時点で満額6.5万円が4.5万円に減ります。毎年減らし続ける「マクロ経済スライド」の廃止を要求します。安倍首相も認めた『マクロ経済スライド』による7兆円の損失 高齢期の生活の保障は国の責任で行うべきです。基礎年金、厚生年金受給者で10万円以下の方は1208万人もいます。全ての高齢者が安心して暮らせるためには全額国庫負担の最低保障年金制度（月8万円）の創設を要求します。現在、基礎年金満額6.5万円の半額は国の負担です。当面、約3.3万円をすべての高齢者に支給することを要求します。現在満額に満たない金額の受給者にも国庫負担分（約3.3万円）は満額支給を要求します。

3. 国民健康保険制度に係る要望

- 国の定率負担割合(国庫負担)を増やし収入に応じて払える国保料(税)に引き下げてください。
- 生存権を脅かす保険料の取り立てをやめてください。
- 国保資格証明書、短期保険証の発行をやめ、全ての国保加入者に正規の保険証を交付してください。
- 国民健康保険の法定外繰り入れ解消を自治体に求めることはやめてください。
- 18歳以下(高校生以下)の子どもの数に応じて税額が増える均等割額はやめてください

要望の理由

1984年の国保法改正により、国庫負担が削減されてきました。国保会計の総収入における国庫負担率は80年代の約50%から20%にまで低下しています。そんな中自治体の国保料（税）が高くて払えない高齢者が増えています。自治体それぞれの努力には限界もあります、国保運営に対する国の果たすべき役割は決定的に大きいものがあります。全国知事会も要望を続けている1兆円規模の国庫支出増の要望を実施してください。国の負担を増やし、治療の必要な高齢者が安心して医療にかかれるようにしてください。

4, 後期高齢者医療制度に係る要望

現行原則1割である75歳以上の窓口負担の見直し(2割負担)は行わないでください。また、2017年度から段階的に廃止され、2019年10月で終了する「特例軽減措置」を復活してください。

要望の理由

昨年の「骨太方針」で2019～2021年を「基盤強化期間」として「社会保障の自然増加の抑制」を掲げ今年もこの路線を継続し、来年2020年「骨太方針」で給付と負担の在り方を含めた新たな社会保障の総合政策を取りまとめることになっています。

一方、財務省の財政省の財政制度等審議会の「建議」ではすでに「2割負担」が提起されており、負担引き上げの方向は明瞭です。これ以上負担が増えると生活が大変になる高齢者は増えます。高齢者白書でも75歳以上の3割が家計にゆとりがなく、心配であると答えています。特例軽減措置により、対象者約90万人の保険料は平均で月380円から1140円に上がる見通しだと発表されています。

5, 介護保険制度にかかる要望

○次期の制度見直し検討課題とされている、ケアプラン有料化はやめてください。

○低所得者を含めた介護利用料の原則2割負担化をやめてください。

○高額介護サービス費の自己負担限度額を引き下げてください。また介護保険料を払えない人への対策を取ってください。

○介護予防・日常生活支援総合事業での軽度者軽度者（要支援、要介護1・2）、生活介護、要介護1・2の生活援助（入浴・食事の支援、掃除など）の保険給付外しはやめてください。また自立支援や重度化防止へのインセンティブもやめてください。

要望の理由

高齢者の生活が益々苦しくなる中で、介護利用料の原則2割負担が実施されようとしています。また、高額介護サービス費の自己負担限度額が引き上げられます。これらの措置によって介護サービスが利用できない高齢者が大幅に増えることが予想されます。これまでどおり利用料は1割負担を原則にし、高額介護サービスの自己負担の引き上げをやめてください。また、現在でも介護保険料が払えず差し押さえを受けた人が13,371人にのぼっています。その大半は低年金、無年金の普通徴収の人たちです。この対策を行ってください。

「利用者さんが相談しにくくなり、結果的に課題の発見が遅れたり、サービスの提供が遅れたりする状況は、国民の利益にならない」ためやめてください。

6, 国連で議論されている高齢者人権条約制定に向けたに議論に関する要望

○今年 10 月に開催される G20-保健大臣会合の議題に「高齢化への対応」が議論される予定であると報道されています。この会合で具体的にはどんな内容について議論されるのかお教えてください。

要望の理由

日本は世界の高齢化の先進国として、その取り組みは世界からも注目されています。

また、今年 4 月に国連本部で開催された「高齢者人権条約」に関する第 10 回国連高齢化に関するワーキンググループでの日本政府代表のステートメントでは、今年の G20 サミットの議長国として、「日本は高齢化社会の直面している課題に率先して取り組むこと。発展途上国の高齢化社会の支援、社会保障制度の改善の援助、専門家の派遣、並びに訓練を含む、私たちの経験及び技術、知識を共有し国際社会と連携することを継続します」、と述べています。今回の会合の議長国の日本政府として G20 でどんな項目について議論するのか具体的な内容についてお教えてください。

○国連高齢化に関するワーキンググループで継続して議論されている「高齢者人権条約」制定に向けての取り組みを、厚生労働省として「高齢者人権条約」制定推進のための取り組みをすすめてください。

○上記推進のために厚生労働省の中にこの問題に関する担当部署を明確に位置付けてください。

要望の理由

国連では高齢化に関する国際会議、1991 年に国連高齢者原則が、2002 年にはマドリッド国際行動計画が策定されています。そして、2010 年国連総会で「高齢化に関するワーキンググループ」が設置され、今年で 10 回目の開催となり、「高齢者の人権条約」制定にむけての議論が進められています。私たちも、毎年代表団を派遣し議論に参加しています。子供の権利条約、障害のある人の権利条約が制定され、日本政府も批准していますが、高齢化が進み、高齢者の貧困や虐待など高齢者の人権に関する問題が山積しています。そんな状況の中高齢者の人権条約制定は必須です。国連では今年の「高齢化に関するワーキンググループ」会議での日本政府のステートメントでは以下のように述べています。「高齢化によって発生する課題に対応するために各国がマドリッド行動を含む既存の枠組みを堅実に実行することは重要です。日本政府としては、良い実行例およびキャパシティビルディングを共有することにより、新たな高齢者の条約を策定することなく国家間の政策から学ぶ知識を反映できます。ですが、日本はいつでも他の加盟国の見識や見解を聞く用意があります。」(日本高齢期運動サポートセンター代表団訳)厚生労働省としての窓口が明確ではありません。是非窓口を決定いただき話し合いの場を設定いただけますよう要望いたします。